

◎新潟県告示第637号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年4月26日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成25年4月16日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市清崎68番1の内	6.10～6.52	15.89
	5.82～5.90	25.84
	5.90	34.16